

市税の猶予制度（換価の猶予）のご案内

申請による換価の猶予とは

申請による換価の猶予の要件に該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。換価の猶予が認められると・・・

- すでに差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、新たな差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、市長の職権による換価の猶予制度があります。

対象となる方

以下①から③のいずれも満たす方が対象となります。

- ① 市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 原則として、担保の提供があること

担保の提供

原則、猶予申請をする場合は、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法により担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・ 国債及び地方債
- ・ 市長が確実と認める社債その他の有価証券
- ・ 土地、保険に付した建物
- ・ 市長が確実と認める保証人の保証

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・ 猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受けようとする期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができない特別の事情がある場合

申請書類

① 「換価猶予申請書」

※「納付（納入）すべき市税」の欄が不足する場合は、「納付（納入）すべき市税の継続紙」の提出も必要です。

② 「財産収支状況書」又は「財産目録及び収支の明細書」

※以下いずれかの該当する書類をご提出ください。

猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合・・・「財産収支状況書」

猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合・・・「財産目録及び収支の明細書」

※他官庁へ提出した書式がある場合は、その写しでも結構です。

③ 担保の提供に関する書類

※表面「担保の提供」の※欄に該当する場合、書類③は提出不要となります。

申請期限

- 猶予を受けようとする市税のうち、直近の納期限から6か月以内に申請してください。

その他の詳細

- 申請書類の取得方法は、ホームページからダウンロード又は下記連絡先までお問い合わせください。
堺市ホームページ → 暮らしの情報 → 税金 → 市税の納付について → 納付に関するお知らせ → 市税の猶予制度
- 申請書類を受け付けた後に、審査を行い、結果を郵送します。
- 換価猶予が認められた場合であっても、督促状は送付されます。
- その他ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先

堺市市税事務所 納税課

〒591-8037 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1

納税第1係（堺区・西区） (072) 231-9771

納税第2係（中区・南区） (072) 231-9772

納税第3係（北区・東区・美原区） (072) 231-9773

市外納税係 (072) 231-9774

徴収第1係 (072) 231-9776

徴収第2係 (072) 231-9777

FAX番号（共通） (072) 251-5634